

# 最低賃金はどのように 決まっているのか

玉田 桂子

(福岡大学准教授)

本論文では、最低賃金の決まり方に注目し、最低賃金制度を解説し、地域別最低賃金の目安額の決定要因、地域別最低賃金の実際の引き上げ額の決定要因について分析した。分析の結果、目安額の決定には賃金上昇率、有効求人倍率が正の影響を与えていることが示された。目安額決定の際に賃金上昇率が重視されていることが公益委員会の審議会での発言などで示唆されているが、実証分析においても賃金上昇率が目安額に影響を及ぼしているという仮説が支持された。さらに、労働組合関係者が最低賃金審議会の労働者側委員となっていることから、審議会が労働組合の意向を反映させている可能性を考慮して労働組合組織率の影響についても分析したが、労働組合組織率は目安額に影響を与えていないことが示唆された。最低賃金の引き上げ額の決定要因については、引き上げ額は目安に近い額に設定されていることが明らかになった。また、春季賃上げを行った中小企業の割合が高くなると引き上げ額が高くなることが示された。有効求人倍率などの経済状況は引き上げ額に影響を与えない。労働組合組織率については、引き上げ額に影響を及ぼしていないことが示された。最低賃金額引き上げの方向性が示された「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の議論を考慮して目安額が決定された2007年、2008年は他の年に比べて引き上げ額が高くなっていることが明らかになった。

## 目次

- I はじめに
- II 最低賃金制度の概観
- III 目安額の決定要因についての分析
- IV 引き上げ額の決定要因についての分析
- V おわりに

## I はじめに

2009年7月、2009年度の最低賃金目安額が示された。2009年度の目安額については、中央最低賃金審議会において意見の一致を見るに至らず、ランクごとの目安額は示さず、生活保護水準を下回っている12都道府県の生活保護水準と最低賃金額の乖離額のみを示すに留まった。一方、2007年、2008年の最低賃金の目安額は「成長力底上げ戦略推進円卓会議」での最低賃金引き上げの方

向性が示されたことの影響を受け、Dランクでも約7円と例年と比べて目安額が大幅に引き上げられている。2003年ではすべてのランクで目安額が0円とされている。このように、目安額はプラスの額、ゼロ円、目安そのものを示さないなど年によって大きく異なっている。目安額は30人未満の事業所の賃金の上昇率を受けて決まると言われているが（日本経済新聞2009年7月15日）、実際にどの程度影響を与えているのだろうか。また、中央最低賃金審議会の目安額の発表を受けて地方最低賃金審議会は実際の引き上げ額を決定するが、地方最低賃金審議会は目安額をどの程度重視しているのだろうか。あるいは、目安額以外の他の要因を考慮しているとしたら、どのような要因を重視しているのだろうか。目安額、引き上げ額の決定については審議会では議論が尽くされているが、実際にどのような要因が重要なのかにつ

いては明らかにされていない。最低賃金額についての議論が活発に行われているが、まず最初に、どのような決定プロセスを経て、何が重視されているのかを知ることは重要である。

本論文では、最低賃金の決まり方の公的な枠組みを解説し、最低賃金の目安額、実際の引き上げ額の決定要因を実証分析によって明らかにする。筆者の知る限り、最低賃金の目安額、引き上げ額の決定要因についての研究は皆無に等しい。決定要因を明らかにできれば最低賃金を研究する上で基礎となる資料を提供できるであろう。

最低賃金の決定要因については、アメリカやカナダでは議会での審議を経て最低賃金額が決定されるため、労働組合や政党が最低賃金額に与える影響などが分析されている<sup>1)</sup>。労働組合を圧力団体として考え、労働組合組織率がアメリカの最低賃金額に与える影響について分析した研究では、Cox and Oaxaca (1982), Sobel (1999) が、労働組合組織率が高くなると最低賃金額が高くなることを示している。カナダについて分析した Blais *et al.* (1989), Dickson and Myatt (2002) では、州別最低賃金は労働組合組織率の影響を受けないことが示されている。政治的要因が最低賃金額に与える影響を分析した研究では、アメリカの州別最低賃金について分析した Besley and Case (1995), Waltman and Pittman (2002) などが、最低賃金の設定が政治的な影響を受けていることを示唆している。カナダについて分析した Blais *et al.* (1989), Dickson and Myatt (2002), Green and Harrison (2006) では、保守的な政府であると最低賃金が低くなる傾向があることを示している。

これらの研究が対象とした国では、最低賃金の決定過程において政治的なプロセスが存在するため、最低賃金額が政党の影響を受ける可能性がある。日本では最低賃金の引き上げ額は議会での審議を経ずに決定されるため、政治的要因が最低賃金額の決定に影響を及ぼすとは考えにくい。しかし、最低賃金審議会では労働組合関係者が労働者側委員となっているため、審議において多くが未組織である低賃金労働者の利害というより、労働組合の意向を反映している可能性も否定できな

い<sup>2)</sup>。本論文では、労働組合組織率が目安額・引き上げ額に与える影響も分析する。

本論文の構成は以下の通りである。IIで最低賃金制度を概観する。IIIで地域別最低賃金の目安額の決定要因について分析する。IVで最低賃金引き上げ額の決定要因について分析する。最後にVで結論を述べる。

## II 最低賃金制度の概観<sup>3)</sup>

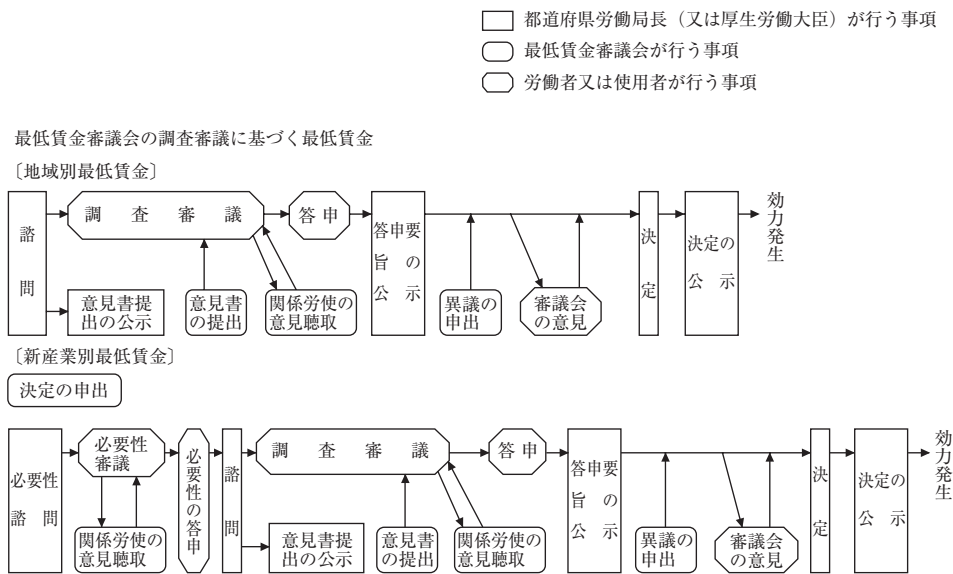
最低賃金制度とは、賃金の最低額を法律で定め、使用者はその最低額以上の賃金を支払わなければいけないとする制度のことである。最低賃金制度の目的は、一定の基準を下回る賃金を解消し労働条件の改善を図ることであるが、そのほかに、労働力の質的向上、企業間の公正競争を確保することも期待されている。最低賃金は一部の例外を除いてすべての労働者及び使用者に適用される<sup>4)</sup>。2008年7月1日に施行された改正最低賃金法(以下、改正最低賃金法)では、それまでの適用除外規定の見直しが行われ、減額特例許可規定が新設された。

最低賃金の決定基準は労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力となっている。改正最低賃金法では、上記の3つの基準のほかに、地域別最低賃金については最低賃金を生活保護にかかる施策との整合性に配慮して決定することが明記された。

最低賃金制度の決定においては、最低賃金審議会の審議に基づき、最低賃金を決定する「審議会方式」がとられている。審議会方式では、厚生労働大臣または都道府県労働局長が、必要があると認めるときに、公益、労働者、使用者の各側を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め(諮問)、その意見(答申)を聞いて決定する。最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会(厚生労働省)、地方最低賃金審議会(都道府県労働局)からなっている。審議会方式による最低賃金の決定の仕組みは図1の通りである。

2008年に改正される前の最低賃金法では「労働協約拡張方式」もとられていた。この方式は改正法の施行により廃止されたが、改正法施行後2

図1 最低賃金決定の仕組み



注：労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内（審議会方式による場合）に都道府県労働局長（又は厚生労働大臣）に提出することにより行うこととされている。

出所：平成21年度版『最低賃金決定要覧』。

年間は無効となっている。労働協約拡張方式では、一定の地域内の同種の労働者およびその使用者の大部分に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合で、労働協約の締結当事者である労働組合または使用者の全部の合意による申請があったときに、厚生労働大臣または都道府県労働局長が、最低賃金審議会に諮問し、意見を聞いて当該協約に基づき、当事者以外のアウトサイダーも含めた同種の労働者及びその使用者の全部に適用する最低賃金として決定する。現在では最低賃金のほとんどは審議会方式で決定されている。

審議会方式による最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金がある<sup>5)</sup>。地域別最低賃金とは、都道府県ごとに決定される最低賃金を指し、産業や職種を問わず、原則として当該都道府県内で働くすべての労働者と使用者に適用される。特定最低賃金は、事業別（産業別）・職業別に分類されるが、現在は事業別（産業別）最低賃金のみが設定されている。産業別最低賃金は当該都道府県の特定の産業について決定されているものと、全国を適用地域としているものがあり、適用対象はそれぞれ該当する事業場の労働者とその使用者に

限定されている。

### 1 地域別最低賃金

地域別最低賃金額の決定にあたっては、中央最低賃金審議会が示す地域別最低賃金改定の日安を参考として、地方最低賃金審議会が当該都道府県内の賃金実勢などに即して審議が行われる。中央最低賃金審議会では、最低賃金額の水準を決定するのではなく、地域別最低賃金額改定の日安となるランクごとの引き上げ額を地方最低賃金審議会へ示す。この引き上げ額を「日安額」と呼んでいる。中央最低賃金審議会が示す日安は地方最低賃金審議会が決定する引き上げ額を拘束するものではない。中央最低賃金審議会では、労使の意見が一致することはほとんどなく、公益委員が示した日安額が最終的に答申として提示されることがほとんどである。各地方最低賃金審議会は提示された引き上げ額を参考に、当該都道府県の最低賃金額を決定または改定する。

最低賃金額の決定に関しては、まず、47都道府県をA、B、C、Dの4つのランクに分け、4つのランクに応じて中央最低賃金審議会が日安額

を示す。提示された目安額をもとに地方最低賃金審議会が各都道府県の引き上げ額を決定する。都道府県のランク分けは、5年おきに見直しが行われている。見直しは以下のように行われる。まず、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（10指標）、企業経営に関する指標（5指標）を指標化し、各指標を平均して総合指標を計算する<sup>6)</sup>。その総合指標が大きいものから並べて、ランク間の移動・ランクごとの変動をおさえ、各ランクにおける総合指数の分散の度合いを小さくすることを考慮してランク分けが決定される。

地方最低賃金審議会における実際の最低賃金の決定に際しては、各都道府県労働局が実施した『最低賃金に関する基礎調査結果』などの資料をもとに、作業実態、賃金実態等を視察、関係労使からの聞き取りから金額を検討するほか、当該地域の生計費、学卒初任給、労使間で協定した企業内の最低賃金、賃金階級別の労働者分布、決定しようとしている最低賃金額未満の賃金を支給されている労働者数などを考慮して結論が出されるとされている。しかし、上記のうちどの統計がどの程度重視されているのかは明らかにされていない。

さらに、改正最低賃金法の下では、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性に配慮することになった<sup>7)</sup>。審議の場では、生活保護水準との乖離額を地方最低賃金審議会が定める年数で割って得られる額とランクごとの引き上げ額とを比較して大きい方の額とすることになった。

## 2 特定最低賃金

特定最低賃金は、新産業別最低賃金と「従来の産業別最低賃金」（1986年当時の現行産業別最低賃金）とに分けられる。新産業別最低賃金は、特定の産業の関係労使が労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定することとされている。「従来の産業別最低賃金」は1999年度以降改正を行わないこととされ、その金額が当該都道府県の地域別最低賃金の金額水準を下回った段階で、随時廃止手続

きがとられている。2008年2月末現在では、新産業別最低賃金が248件、旧産業別最低賃金が3件となっている。

労使申出のケースは、労働協約・公正競争ケースの2タイプに分かれる。労働協約ケースは、同種の基幹的労働者の1/2以上に協約が適用されており、協約締結当事者である労働者または使用者の全部の合意による申出によるものである。公正競争ケースは公正競争確保の観点から同種の基幹的労働者について設定する必要があることを理由とする申出であり、当該産業別最低賃金が適用される労働者または使用者の全部又は一部を代表する者が行う申出によるものである。

## III 目安額の決定要因についての分析

毎年目安額が公表されているが、目安額はどのような要因で決まっているのだろうか。本節では目安額の決定要因について分析する。図2に目安額の推移を示している。2002年、2004年、2009年は目安額を示していないため、図には示していない。2003年は全ランクにおいて0円となっている。2007年、2008年で特にAランクで大幅に目安額が高いことがわかる。

### 1 目安額の決定要因についての仮説

地域別最低賃金の目安額の決定要因として、標準生計費、賃金上昇率、通常の事業の賃金支払能力の代理指標として製造業粗付加価値額上昇率を考慮する<sup>8)</sup>。標準生計費の上昇率が高いほど、賃金の上昇率が高いほど、また賃金支払能力が高いほど、目安額は高くなるだろう。これらの3点に加えて、有効求人倍率、労働組合組織率、2007年ダミー・2008年ダミーを考える。マクロ経済の指標として有効求人倍率を考える。経済状況がよいほど目安額も高くなると考えられるため、有効求人倍率が高くなるほど目安額が高くなると考えられる。労働組合組織率は、労働組合関係者が中央最低賃金審議会の労働者側委員となっているため、審議会において、労働組合を組織していない低賃金労働者の意向というより、労働組合の意向を代表し最低賃金の引き上げを求めるかもしれ



ない<sup>9)</sup>。したがって、労働組合の組織率が高くなるほど目安額が高くなる可能性がある。2007年、2008年では公益委員の見解として、「成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論に特段の配慮をした」とあり（中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告、2007, 2008）、これらの年の目安額は図2で示された通り他の年と目安額の決め方が異なっている可能性がある。そのため、2007年・2008年は他の年に比べて目安額が高くなっていると考えられる。

## 2 推定

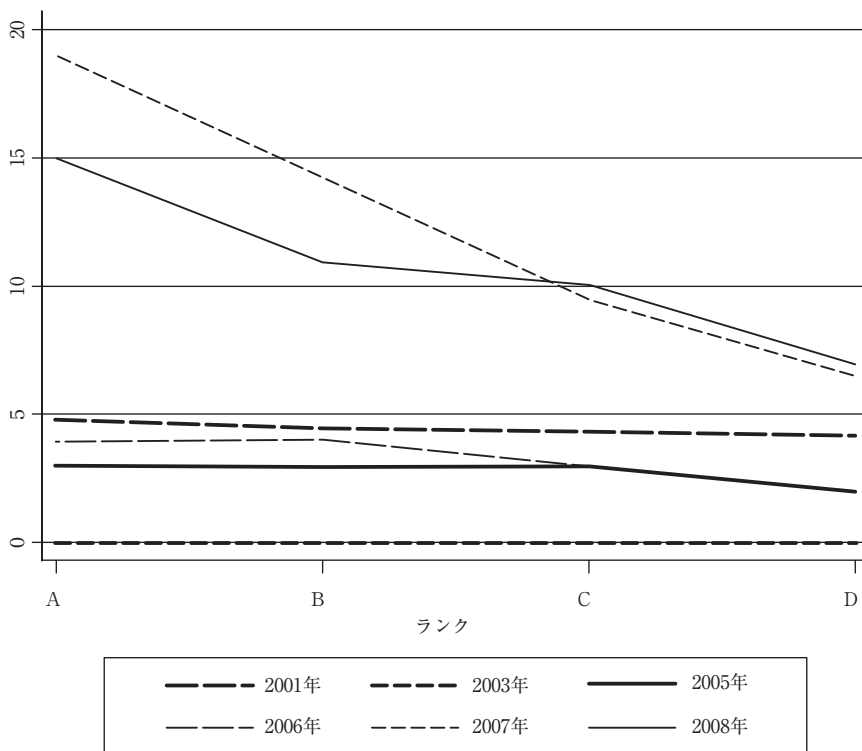
以上より、推定されるモデルは以下の通りである。

$$\begin{aligned}
 meyasu_{it} = & \alpha_0 + \alpha_1 living\_standard_{it-1} \\
 & + \alpha_2 wage\_inc_{it} + \alpha_3 val\_add_{it-1} \\
 & + \alpha_4 union_{it-1} + \alpha_5 yuko_{it-1} \\
 & + yr07\_08_{it-1} \alpha_6 + u_{it}
 \end{aligned}$$

ここで、*meyasu* は目安額、*living\_standard* は標準生計費上昇率、*wage\_inc* は賃金上昇率、*val\_add* は製造業粗付加価値額上昇率、*union* は労働組合組織率、*yuko* は有効求人倍率、*yr07\_08* は2007年を1、その他の年を0とするダミー、2008年を1、その他の年を0とするダミーである。*u* は誤差項である。*i* はランク、*t* は年を表している。

対象期間は2001～2009年、対象地域はAランクからDランクまでの4地域である。標準生計費上昇率、製造業粗付加価値額上昇率、労働組合組織率、有効求人倍率は都道府県別のデータであるため、人口、雇用者数などでウェイト付けした上でランク・年ごとに平均値を求め、推定に用いている。賃金上昇率以外の説明変数は、*t*-1年のものを用いている。これは、目安額は公表されたデータをもとに審議されるため、*t*年の目安額の決定には*t*-1年の統計を参考にすると考えられるからである。賃金上昇率については、データ

図2 目安額の推移



注：2002年、2004年、2009年は目安額が示されていないため、図に表示していない。

出所：『地域別最低賃金額改定の目安について（答申）』。

が目安額決定の年に公表されるため、t年のものを用いている。

目安額について注意すべき点が3点ある。第1に、目安額は公表されていない2002年、2004年、2009年では、すべてのランクの目安額をゼロとしていることである。第2に、2001年までは日額表示、2002年以降時間額表示となっているため、1日の所定内実労働時間を8時間とし、時間当たりに計算しなおしている。第3に、2008年以降は最低賃金が生活保護水準を下回っている地域は目安額の代わりに最低賃金額と生活保護水準との乖離額が表示されているが、これは審議会での議論から導かれたものではないため、本論文では乖離額は対象として扱わない。

標準生計費として、一人世帯、18歳程度の標準生計費を用いる。賃金についてはさまざまな統計があるが、『賃金改定状況調査』の賃金上昇率を用いる。これは、『賃金改定状況調査』がそもそも目安額決定のための資料であること、中でも、賃金上昇率は、目安に関する小委員会で「今年の目安の審議では、賃金改定状況調査の第4表（第4表は賃金の上昇率の統計表、筆者注）を尊重することはやぶさかではない（2001年度第2回目安に関する小委員会議事要旨）」との記載があったり、公益委員の見解として「賃金改定状況調査結果の『第4表 賃金の上昇率』が、パートタイム労働者比率の増加のため押し下げられていることをどのように勘案するかを巡り、労使の意見が分かれた（2004年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解）」との記載があったりするなど、『賃金改定状況調査』掲載の賃金上昇率が重視されていることが目安額の決定主体の発言からも見てとれるからである。労働組合組織率については、

労働組合員数を雇用者数で割ったものを用いている。記述統計を表1に示している。データの出所は補論にまとめている。

推定結果が表2に示されている。標準生計費上昇率、賃金上昇率、製造業粗付加価値額上昇率のみを説明変数に加えたものを列(1)に示している。標準生計費上昇率の係数の符号は負となっており、標準生計費が上昇すると目安額が下落することになる。賃金上昇率については賃金上昇率が高くなると目安額も上昇することが示されている。製造業粗付加価値額上昇率については、仮説通り係数は正の符号をとっているが、統計的には有意ではない。

列(2)では標準生計費上昇率、賃金上昇率、製造業粗付加価値額上昇率のほかにも有効求人倍率、労働組合組織率を加えた推定結果を示している。このモデルにおいても、標準生計費上昇率の係数の符号は負となっており、統計的には有意である。賃金上昇率については、仮説通り1%ポイント賃金上昇率が高くなると、目安額が約7円上昇することが示されており、統計的にも有意である。製造業粗付加価値額上昇率が上昇すると目安額も高くなるという結果を得ているが、標準誤差が大きく統計的には有意ではない。

2007年ダミー・2008年ダミーを加えたモデルの推定結果を列(3)に示している。2007年ダミー・2008年ダミーを加えると、標準生計費上昇率の係数の符号は負であるが、2007年ダミー・2008年ダミーを含めない場合と比べて係数の大きさが小さくなり、統計的にも有意ではなくなる。賃金上昇率の係数は正となっており、1%ポイント賃金上昇率が高くなると目安額が約5円上昇することが示された。製造業粗付加価値額上昇率の係数の

表1 記述統計

| 変数                   | 平均値    | 標準偏差  | 最小値    | 最大値   |
|----------------------|--------|-------|--------|-------|
| 目安額                  | 3.715  | 4.906 | 0      | 19    |
| 標準生計費上昇率             | -0.009 | 0.086 | -0.230 | 0.139 |
| 賃金上昇率 (%)            | 0.003  | 0.004 | -0.003 | 0.010 |
| 製造業粗付加価値額上昇率         | -0.012 | 0.095 | -0.330 | 0.332 |
| 有効求人倍率               | 0.669  | 0.248 | 0.330  | 1.226 |
| 労働組合組織率              | 0.245  | 0.038 | 0.195  | 0.321 |
| 2002年・2004年・2009年ダミー | 0.333  | 0.478 | 0      | 1     |
| 観測数                  | 36     |       |        |       |

表2 目安額の決定要因

被説明変数：目安額

|              | (1)                  | (2)<br>OLS           | (3)                |
|--------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| 標準生計費上昇率     | -19.796**<br>(6.205) | -15.263**<br>(5.013) | -0.442<br>(4.058)  |
| 賃金上昇率 (%)    | 8.414**<br>(1.302)   | 6.975**<br>(0.702)   | 5.009**<br>(0.571) |
| 製造業粗付加価値額上昇率 | 5.672<br>(8.850)     | 1.601<br>(7.510)     | 2.586<br>(5.415)   |
| 有効求人倍率       |                      | 6.082*<br>(2.234)    | 3.647*<br>(1.671)  |
| 労働組合組織率      |                      | -8.134<br>(8.456)    | 5.274<br>(6.709)   |
| 2007年ダミー     |                      |                      | 6.977**<br>(1.992) |
| 2008年ダミー     |                      |                      | 4.625**<br>(1.142) |
| 定数項          | 1.410**<br>(0.284)   | -0.303<br>(2.549)    | -2.582<br>(2.000)  |
| R-squared    | 0.79                 | 0.85                 | 0.92               |

注：観測数は36。

括弧内は分散不均一性に対して頑健な標準誤差。

\*は5%水準で有意, \*\*は1%水準で有意。

符号は正となっているが、標準誤差が大きく統計的には有意ではない。有効求人倍率が高くなると目安額も高くなることが示唆されており、経済状況が良いと目安額が高くなる傾向にあることが示された。労働組合組織率については、仮説通り正の符号を得ているが、標準誤差が大きく統計的には有意ではない。2007年ダミー・2008年ダミーは、係数の大きさも大きく、統計的にも有意である。これらの年は他の年に比べて他の条件を一定にしても目安額が高く設定されていると考えられる。

以上より、目安額の決定には目安に関する小委員会や公益委員の発言にある通り、賃金上昇率が一定の役割を果たしていることが示された。また、経済状況の代理指標である有効求人倍率も目安額の決定に影響を与えていることが示された。労働組合組織率は、目安額に影響を与えていない。これは、労働者側委員の代表に労働組合関係者は多いものの、答申に反映される意見はほとんど公益委員のものであるため、労働組合は影響を与えることができていないと考えられる<sup>10)</sup>。また、2007年・2008年では他の年と比べて目安額が高く設定されていたことが明らかになった。

#### IV 引き上げ額の決定要因についての分析

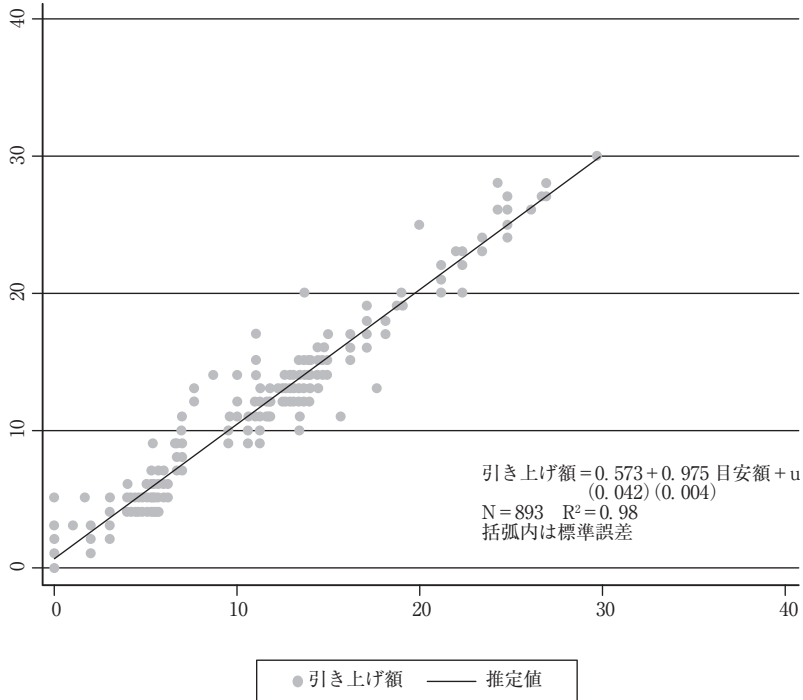
目安額の決定において、賃金上昇率が重視されていることが前節で明らかになったが、地方最低賃金審議会においては、中央最低賃金審議会が示す目安額をどの程度重視しているのだろうか。また、目安額以外にどのような要因に注目して引き上げ額を決定しているのだろうか。本節では最低賃金の引き上げ額の決定要因の分析を行う。

まず引き上げ額と目安額の関係を図3に示した。図3を見ると、必ずしも目安額と引き上げ額が一致しているわけではなく、多少のばらつきがあるようである。目安額を引き上げ額に回帰させてみても、係数は1とは異なる(F値=37.85, p値=0.000)。

##### 1 仮説

地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会の示した目安額を考慮しながら各都道府県の最低賃金の引き上げ額を決定することになっているため、地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の決定

図3 引き上げ額と目安額の関係



出所：「最低賃金決定要覧」（各年）。

にしたがっている場合は、目安額の係数は1となる。地方最低賃金審議会が目安額をあまり参考にしていない場合は、目安額の係数は1以外の値をとるか統計的に有意ではなくなるだろう。

目安額と同様に、標準生計費、賃金上昇率、支払能力の代理指標として製造業粗付加価値額上昇率を考慮する。標準生計費については、標準生計費上昇率が高くなると引き上げ額も高くなるだろう。賃金上昇率の指標として、女性パート賃金上昇率、高卒男性初任給上昇率、高卒女性初任給上昇率を考える。これらの賃金上昇率が高いほど引き上げ額も高くなると考えられる。製造業粗付加価値額上昇率が高くなれば引き上げ額も高くなると考えられる。

引き上げ額の決定には、地方の経済状況も影響すると考えられる。そこで、各都道府県の経済状況として、消費者物価地域差指数（東京都=100）、春季賃上げ状況、有効求人倍率、一人当たり県民所得を説明変数に加える。春季賃上げ状況とは、春季賃上げを行った企業の割合である。消費者物価地域差指数上昇率が高くなるほど、春季賃上げ

状況が良いほど、有効求人倍率が高いほど、一人当たり県民所得上昇率が高いほど当該都道府県の経済状況が良くなっていると考えられるため、引き上げ額も高くなると予想できる。

中央最低賃金審議会と同様、地方最低賃金審議会の労働者側委員にも労働組合関係者が含まれているため、目安額の場合と同様に労働組合組織率が高いと最低賃金の引き上げ額が高くなると予想される。最後に説明変数で捉えられないマクロショックを捉えるために、年ダミーを加える。

## 2 推定結果

以上より、推定されるモデルは以下の通りである。

$$\begin{aligned}
 hikiage_{jt} = & \beta_0 + \beta_1 meyasu_{jt} \\
 & + \beta_2 living\_standard_{jt-1} \\
 & + wage\_inc_{jt-1} \beta_3 + \beta_4 val\_add_{jt-1} \\
 & + \beta_5 union_{jt-1} + keizai_{jt-1} \beta_6 \\
 & + year \beta_7 + c_j + e_{jt}
 \end{aligned}$$

ここで、*hikiage* は引き上げ額、*meyasu* は目安



額, *living\_standard* は標準生計費上昇率, *wage\_inc* は賃金上昇率の変数ベクトル, *val\_add* は製造業粗付加価値額上昇率, *union* は労働組合組織率, *keizai* は経済変数ベクトル, *year* は年ダミーベクトル, *c* は時間を通じて不変の観測されない都道府県の効果, *e* は誤差項である。j は都道府県, *t* は年を表している。目安額の分析と同様, 標準生計費等の変数は *t-1* 年のデータを用いる。本論文では, 時間を通じて不変な都道府県の効果を考慮して Pooled OLS に加えて固定効果モデルで推定を行う。

サンプル期間は 1993~2008 年, 47 都道府県を対象としている。引き上げ額は *t* 年の最低賃金額から *t-1* 年の最低賃金額を引いたものを用いている。目安額については, 2008 年の改正最低賃金法施行後は, 生活保護との整合性を保つことが義務付けられている。生活保護との乖離が認められる都道府県の引き上げ額として, 乖離額を 2 で割ったものと当該ランクの目安額の大きい方を用いる。標準生計費のデータは, 1996 年から大阪府で公表を停止しており, 1999 年から大阪市が公表を行っている。本論文では, 1996 年までは大阪府のデータを, 1999 年からは大阪市のデータを用いている。また, 兵庫県は, 阪神淡路大震災のため 1995 年の標準生計費の公表を行っていない。したがって, 1997 年, 1998 年の大阪府, 1995 年の兵庫県のデータはサンプルから落としている。パート賃金については企業規模 10~99 人の 1 時間当たり所定内給与額を用いている。消

費者物価地域差指数は東京都区部を 100 としたものをを用いている。春季賃上げ状況については企業規模 300 人未満の中小企業のデータを用いている。データの出所は補論にまとめている。記述統計を表 3 に示している。引き上げ額の最小値は 0 円であり, 最低賃金額の引き上げを行っていない年があることがわかる。

推定結果が表 4 に示されている。列(1), 列(2)は Pooled OLS の結果を示している。列(1)を見ると, 目安額の係数が 1.003 であり, 統計的にも有意である。帰無仮説を目安額の係数が 1 として F 検定を行うと, 受容される (F 値=0.04, P 値=0.84)。標準生計費上昇率の係数は目安額を被説明変数としたときと同様, 符号は負となっているが, 統計的には有意ではない。女性パート賃金上昇率, 高卒男性初任給上昇率の係数の符号は正となっているが, 統計的には有意ではない。高卒女性初任給上昇率の係数の符号は, 仮説と異なり負かつ統計的には有意ではない。製造業粗付加価値額上昇率の係数も正となっているが, 統計的には有意ではない。最低賃金を決定する際に考慮することとなっている生計費, 賃金, 支払能力に関する変数はいずれも引き上げ額に影響を与えないことが示されている。

消費者物価地域差指数上昇率の係数は負となっており, 消費者物価上昇率が高いと引き上げ額が下がることになる。春季賃上げ状況の係数は仮説通り春季賃上げを行った中小企業の割合が多いと引き上げ額が高くなることが示唆されている。有

表 3 記述統計

| 変数            | 平均値   | 標準偏差  | 最小値    | 最大値    |
|---------------|-------|-------|--------|--------|
| 引き上げ額         | 7.946 | 5.671 | 0      | 30     |
| 目安額           | 7.647 | 5.719 | 0      | 29.667 |
| 標準生計費上昇率      | 0.005 | 0.129 | -0.465 | 0.559  |
| 女性パート賃金上昇率    | 0.020 | 0.053 | -0.195 | 0.286  |
| 高卒男性初任給上昇率    | 0.009 | 0.028 | -0.111 | 0.127  |
| 高卒女性初任給上昇率    | 0.010 | 0.036 | -0.246 | 0.329  |
| 製造業粗付加価値額上昇率  | 0.002 | 0.067 | -0.314 | 0.739  |
| 消費者物価地域差指数上昇率 | 0.001 | 0.008 | -0.025 | 0.037  |
| 春季賃上げ状況       | 2.180 | 1.090 | 0.740  | 5.300  |
| 有効求人倍率        | 0.008 | 0.045 | -0.213 | 0.473  |
| 一人当たり県民所得上昇率  | 0.673 | 0.306 | 0.150  | 1.970  |
| 労働組合組織率       | 0.266 | 0.048 | 0.145  | 0.417  |
| 観測数           | 752   |       |        |        |

表4 引き上げ額の決定要因

被説明変数：引き上げ額

|                         | (1)                 | (2)                | (3)                 | (4)                | (5)                 | (6)                |
|-------------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
|                         | Pooled OLS          |                    | 固定効果モデル             |                    | Tobit               |                    |
| 目安額                     | 1.003**<br>(0.015)  | 0.931**<br>(0.034) | 0.992**<br>(0.014)  | 0.897**<br>(0.036) | 1.022**<br>(0.010)  | 0.934**<br>(0.020) |
| 標準生計費上昇率                | -0.244<br>(0.241)   | -0.143<br>(0.221)  | -0.144<br>(0.236)   | -0.137<br>(0.216)  | -0.367<br>(0.265)   | -0.243<br>(0.263)  |
| 女性パート賃金上昇率              | 0.444<br>(0.643)    | 0.221<br>(0.569)   | 0.226<br>(0.635)    | 0.290<br>(0.565)   | 0.612<br>(0.620)    | 0.242<br>(0.567)   |
| 高卒男性初任給上昇率              | 0.235<br>(0.782)    | -1.248<br>(0.708)  | 0.224<br>(0.786)    | -1.052<br>(0.705)  | 0.507<br>(1.300)    | -1.096<br>(1.200)  |
| 高卒女性初任給上昇率              | -0.218<br>(0.736)   | 0.458<br>(0.812)   | -0.296<br>(0.738)   | 0.544<br>(0.786)   | -0.572<br>(0.954)   | 0.798<br>(0.884)   |
| 製造業粗付加価値額上昇率            | 1.105<br>(0.726)    | 0.804<br>(0.569)   | 1.036<br>(0.708)    | 0.905<br>(0.513)   | 1.386*<br>(0.544)   | 0.983<br>(0.529)   |
| 消費者物価地域差指数上昇率 (東京都=100) | -7.775**<br>(2.810) | 2.560<br>(4.473)   | -5.108<br>(2.663)   | 3.143<br>(4.351)   | -4.693<br>(4.140)   | 3.316<br>(5.834)   |
| 春季賃上げ状況                 | 0.513**<br>(0.140)  | 0.154<br>(0.168)   | 0.934**<br>(0.157)  | 0.712**<br>(0.203) | 0.524**<br>(0.126)  | 0.140<br>(0.130)   |
| 有効求人倍率                  | -0.213**<br>(0.069) | 0.266<br>(0.198)   | -0.141*<br>(0.063)  | 0.020<br>(0.211)   | -0.231**<br>(0.058) | 0.308<br>(0.173)   |
| 一人当たり県民所得上昇率            | 1.714*<br>(0.755)   | 0.467<br>(0.756)   | 0.770<br>(0.744)    | 0.032<br>(0.835)   | 1.624<br>(0.917)    | 0.494<br>(0.934)   |
| 労働組合組織率                 | -3.984**<br>(0.902) | -0.509<br>(0.918)  | -6.350**<br>(1.441) | 0.191<br>(1.897)   | -4.590**<br>(0.853) | -0.786<br>(0.908)  |
| 1995年ダミー                |                     | 0.249<br>(0.304)   |                     | 0.170<br>(0.300)   |                     | 0.282<br>(0.220)   |
| 1996年ダミー                |                     | 0.358<br>(0.322)   |                     | 0.232<br>(0.319)   |                     | 0.390<br>(0.248)   |
| 1997年ダミー                |                     | 0.362<br>(0.344)   |                     | 0.232<br>(0.331)   |                     | 0.393<br>(0.260)   |
| 1998年ダミー                |                     | 0.110<br>(0.315)   |                     | -0.081<br>(0.304)  |                     | 0.146<br>(0.259)   |
| 1999年ダミー                |                     | -0.237<br>(0.338)  |                     | -0.543<br>(0.366)  |                     | -0.192<br>(0.309)  |
| 2000年ダミー                |                     | 0.171<br>(0.398)   |                     | -0.158<br>(0.407)  |                     | 0.225<br>(0.367)   |
| 2001年ダミー                |                     | -0.079<br>(0.400)  |                     | -0.473<br>(0.426)  |                     | -0.040<br>(0.380)  |
| 2002年ダミー                |                     | 0.123<br>(0.420)   |                     | -0.399<br>(0.486)  |                     | -0.226<br>(0.426)  |
| 2003年ダミー                |                     | 0.052<br>(0.458)   |                     | -0.483<br>(0.510)  |                     | -0.800<br>(0.469)  |
| 2004年ダミー                |                     | 0.957*<br>(0.464)  |                     | 0.384<br>(0.516)   |                     | 1.016*<br>(0.455)  |
| 2005年ダミー                |                     | 0.383<br>(0.461)   |                     | -0.180<br>(0.515)  |                     | 0.446<br>(0.437)   |
| 2006年ダミー                |                     | 0.645<br>(0.465)   |                     | 0.035<br>(0.525)   |                     | 0.705<br>(0.434)   |
| 2007年ダミー                |                     | 1.160*<br>(0.510)  |                     | 0.749<br>(0.510)   |                     | 1.180**<br>(0.413) |
| 2008年ダミー                |                     | 2.034**<br>(0.455) |                     | 1.632**<br>(0.463) |                     | 2.061**<br>(0.395) |
| 定数項                     | 1.444**<br>(0.260)  | -0.104<br>(0.771)  | 1.722**<br>(0.377)  | 0.874<br>(1.052)   | 1.418**<br>(0.205)  | -0.298<br>(0.912)  |
| Log-likelihood Value    | —                   | —                  | —                   | —                  | -913.172            | -820.411           |
| R-squared               | 0.98                | 0.98               | —                   | —                  | —                   | —                  |
| Pseudo R-squared        | —                   | —                  | —                   | —                  | 0.60                | 0.64               |

注：観測数は747。

括弧内は標準誤差。\*は5%水準で有意，\*\*は1%水準で有意。

(1)～(4)は分散不均一性に対して頑健な標準誤差。

効求人倍率に関しては、係数の符号は負となっており、仮説と異なり、経済状況が良くなると引き上げ額が低くなることが示された。一人当たり県民所得上昇率については、仮説通り係数の符号は正となっている。労働組合組織率は仮説とは逆で係数の符号は負となっている。

全国的なショックを捉えるために年ダミーを説明変数に加えた推定を列(2)に示している。目安額の係数は統計的に有意ではあるが、列(1)の結果と比べて小さくなっており、0.931となっている。標準生計費上昇率、女性パート賃金上昇率の係数はそれぞれ負、正となっており、統計的に有意ではない。高卒男性初任給上昇率、高卒女性初任給上昇率はいずれも列(1)の結果と符号が逆転しており、それぞれ負、正となっているが、いずれも統計的には有意ではない。経済状況に関する変数を見ると、消費者物価地域差指数上昇率、春季賃上げ状況、一人当たり県民所得上昇率の係数は、いずれも年ダミーを含めない場合に比べて係数の大きさが小さくなっており、統計的に有意ではない。有効求人倍率の係数についても、符号は正となっているが、標準誤差が大きくなっており、統計的には有意ではない。労働組合組織率の係数も小さくなっており統計的には有意ではない。年ダミーを見ると、2004年、2007年、2008年の年ダミーが有意となっている。2004年は経済状況の厳しさから目安額を示さなかった年であり、2007年、2008年は成長力底上げ戦略推進円卓会議の結果を受けて目安額が高めに設定された年である。これらの決定は経済状況の影響を受けているため、これらの年ダミーが経済状況に関する変数の変動を吸収し、経済状況の変数が有意でなくなったのかもしれない。

毎年引き上げ額を高く設定するなど観測されない時間を通じて不変の都道府県の特徴を考慮するために、固定効果モデルで推定した結果が列(3)、列(4)である。年ダミーを含めていない列(3)を見ると、目安額は0.992となっており、統計的にも有意である。係数=1を検定すると、帰無仮説は受容される(F値=0.31, P値=0.58)。標準生計費上昇率、賃金上昇率、製造業粗付加価値額上昇率の係数は列(1)の結果と比べて符号は変わらない

ものの、係数の大きさが若干小さくなる傾向にあり、統計的にも有意ではない。消費者物価地域差指数上昇率の係数は負となっており、統計的にも有意ではない。春季賃上げ状況については仮説通り正の符号をとっており、統計的にも有意である。有効求人倍率の係数は負かつ統計的にも有意であり、仮説とは異なる結果となっている。一人当たり県民所得上昇率の係数は正となっているが、係数が小さく統計的には有意ではない。労働組合組織率の係数の符号は負かつ統計的にも有意であり、仮説と異なる結果となっている。

年ダミーを含めると固定効果モデルにおいてもPooled OLSのとき(列(2))と同様の結果が得られた。目安額については正かつ有意であるものの、年ダミーを含めない場合(列(3))と比べて係数の大きさは0.897と小さくなっている。標準生計費上昇率の係数は年ダミーを含めない場合と同様符号は負であり、統計的に有意ではない。賃金上昇率の係数については、女性パート賃金上昇率、高卒女性初任給上昇率がいずれも正の符号をとっているが、統計的には有意ではない。高卒男性初任給上昇率の係数の符号は負であり、統計的には有意ではない。製造業粗付加価値額上昇率の係数については仮説通り正の符号をとっているが、年ダミーを含めない場合と比較して係数の大きさが小さくなっており、統計的に有意ではない。経済状況についての変数については、春季賃上げ状況のみ仮説通り符号は正で統計的にも有意となっている。その他の経済状況の変数については、消費者物価地域差指数上昇率、有効求人倍率で年ダミーを含めない場合とは異なり、符号は仮説通り正となっているが、統計的には有意ではない。一人当たり県民所得上昇率の係数の符号は正であるが、年ダミーを含めない場合と比べて係数が小さくなっており、統計的には有意ではない。労働組合組織率の係数の符号は仮説通り正となっているが、統計的には有意ではない。

さらに、頑健性の確認のために被説明変数である引き上げ額が0で切断されていることを考慮し、Tモデルで推定した結果が列(5)、列(6)に示されている<sup>11)</sup>。年ダミーを含めない場合(列(5))、年ダミーを含めた場合(列(6))、いずれも他のモ

デルと同様に目安額は正かつ有意である。その他の変数については、年ダミーを含めた場合において春季賃上げ状況の係数が有意ではなくなっているものの、Pooled OLS、固定効果で得られた結果とほとんど変わらない<sup>12)</sup>。

以上より、引き上げ額の決定には目安額が影響を与えており、目安額が1円上がると引き上げ額は約0.9円上昇することが示された。地方最低賃金審議会が目安額をそのまま引き上げ額に適用しているわけではないものの、大きく外れた額を示すことは少ないと考えられる。また、春季賃上げを行う中小企業の割合が増えると、引き上げ額が上昇することが示された。その他の経済状況はほとんど引き上げ額に影響を与えない。労働組合組織率については引き上げ額に影響を与えないことが示唆された。これは、目安額の場合と同様に、労働者側委員の意見が必ずしも取り上げられているわけではないことが原因かもしれない。年ダミーを含めるモデルと含めないモデルで経済状況に関する変数の係数の有意性が変わっているが、経済のマクロショックが年ダミーで捉えられている可能性がある。

## V おわりに

本論文では、最低賃金制度を概観し、地域別最低賃金の目安額の決定要因、地域別最低賃金の実際の引き上げ額の決定要因について分析した。分析の結果、目安額の決定には賃金上昇率が正の影響を与えていることが示された。目安額決定の際に賃金上昇率が重視されていることが公益委員会の審議会での発言などで示唆されているが、実証分析においても賃金上昇率が目安額に影響を及ぼしているという仮説が支持された。一方、生計費、支払能力は目安額に影響を与えない。有効求人倍率については目安額に正の影響を与えていることが示された。労働組合関係者が最低賃金審議会の労働者側委員となっていることから、最低賃金審議会で低賃金労働者ではなく労働組合の意向を反映させている可能性を考慮して労働組合組織率の影響についても分析したが、労働組合組織率は目安額に影響を与えていないことが示された。目安

額を地域別最低賃金引き上げ額に回帰させると、係数の大きさは1に近く、引き上げ額は目安額に近い額に設定されていることが明らかになった。また、春季賃上げ状況が高くなると引き上げ額が高くなることが示唆された。労働組合組織率は最低賃金の引き上げ額に影響を与えていないことが示された。

今後の課題として、まず本論文で取り上げられなかった特定最低賃金の決定要因について分析を行う必要がある。特定の産業が選ばれる過程や、特定最低賃金額の決定要因について詳細な検討を行うことで、特定産業賃金の決まり方が明らかになる。さらに地域別最低賃金についても、詳細な検討が必要である。本論文では、最低賃金引き上げによって影響を受ける労働者の割合など引き上げ額決定に際し参考にされるとされる変数を推定式に含めることが出来なかったため、これらの変数を加えて新たに推定を行う必要がある。

\*本論文の作成にあたって、東美鈴氏、梶谷真也氏、川口大司氏、菅万理氏、暮石渉氏、コリン・マッケンジー氏、坂田圭氏、関田静香氏、安井健悟氏、吉田恵子氏、若林緑氏から貴重なコメントを頂いた。データの入力にあたっては十川亜希子氏に多大な協力を賜った。ここに記して感謝する。この研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究(B)）、文部科学省科学研究費補助金（若手研究(B)）から助成を受けている。感謝申し上げます。残る誤りは筆者のものである。

- 1) 政治的な要因が最低賃金に与える影響の研究のサーベイとしては、Neumark and Wascher (2008) 第8章参照。
- 2) 最低賃金審議会令には、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とある。
- 3) 最低賃金制度については、厚生労働省（2005）、堀・坂口（2005）が詳しい。ただし、改正最低賃金法の内容は反映されていないことに注意されたい。
- 4) 例外は、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低いもの、試の使用期間中のもの、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受けるもののうちの一定のもの、軽易な業務に従事するもの、断続的労働に従事するものである。
- 5) 2008年の最低賃金法改正により、従来の産業別最低賃金は特定最低賃金に名称が変更された。
- 6) 各指標の詳細は以下の通りである。

所得・消費に関する指標：1人当たり県民所得、雇用者報酬、1カ月あたりの支出、消費者物価地域差指数、標準生計費給与に関する指標：所定内給与（4指標）、きまって支給する現金給与額（1指標）、きまって支給する現金給与・所定内給与における第1・二十分位数（4指標）、高卒初任給（1指標）



- 企業経営に関する指標：製造品出荷額，年間出来高，年間販売額，年間売上高，年間事業収入額
- 7) 比較の対象となる生活保護水準は，12歳から19歳までの単身の生活扶助基準（第1類+第2類+期末一時扶助費+都道府県の住宅扶助実績値）とされている。
  - 8) 最低賃金法第9条では「通常の事業の賃金支払能力」と規定されているが，これは個々の企業の支払能力のことではなく，マクロ的な意味での通常の事業に期待できる賃金の負担能力のことと考えられている（賃金制度のあり方に関する研究会報告書 2005年3月31日）。
  - 9) Hara and Kawaguchi (2008) では，労働組合員は非労働組合員に比べて高い賃金で働いていることが明らかにされており，橋木・浦川 (2006) では労働組合員は最低賃金近辺で働いている確率が低いことが示されている。
  - 10) 賃金の支払能力の代理指標として，製造品出荷額上昇率を用いた推定も行ったが，結果はほとんど変わらなかった。
  - 11) ここでは誤差項の分散均一性を仮定している。分散不均一性を考慮すると結果が変わる可能性がある。
  - 12) 表には係数を表示しているのので，Pooled OLS，固定効果モデルの結果と係数の大きさの比較はできない。

参考文献

Besley, Timothy and Anne Case (1995) "Does Electoral Accountability Affect Economic Policy Choices? Evidence from Gubernatorial Term Limits," *Quarterly Journal of Economics*, 110(3), pp. 769-798.

Blais, Andre, Jean-Michel Cousineau, and Kenneth McRoberts (1989) "The Determinants of Minimum Wage rates," *Public Choice*, 62, pp. 15-24.

Cox, James and Ronald Oaxaca (1982) "The Political Economy of Minimum Wage Legislation," *Economic*

*Inquiry*, 20(4), pp. 535-555.

Dickson, Vaughan and Tony Myatt (2002) "The Determinants of Provincial Minimum Wages in Canada," *Journal of Labor Research*, 23(1), pp. 57-67.

Green, David and Kathryn Harrison (2006) "Racing to the Middle: Minimum Wage Setting and Standards of Fairness," <http://ssrn.com/abstract=898695>

Hara, Hiromi and Daiji Kawaguchi (2008) "The Union Wage Effect in Japan," *A Journal of Economy and Society*, 47(4), pp. 569-590.

Neumark, David and William Wascher (2008) *Minimum Wages*, MIT Press.

Sobel, Russell (1999) "Theory and Evidence on the Political Economy of the Minimum Wage," *Journal of Political Economy*, 107(4), pp. 761-785.

Waltman, Jerold and Sarah Pittman (2002) "The Determinants of State Minimum Wage Rates: A Public Policy Approach," *Journal of Labor Research*, 23(1), pp. 51-56.

厚生労働省 (2005) 『賃金制度のあり方に関する研究会』報告書』厚生労働省。

—— (2005) 『最低賃金制度のあり方に関する研究会』報告書』厚生労働省。

橋木俊昭・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。

堀春彦・坂口尚文 (2005) 『日本における最低賃金の経済分析』労働政策研究報告書 No. 44, 労働政策研究・研修機構。

補論

本論文で用いたデータの出所を表 A1 に示している。

表 A1 データ出所

|  |                              |
|--|------------------------------|
| 目安額                                      | 『地域別最低賃金額改定の目安について (答申)』     |
| 最低賃金                                     | 『地域別最低賃金時間額 (答申)』            |
| 都道府県 (各県庁所在都市) 別標準生計費の推移 (一人世帯, 18 歳程度)  | 『職員の給与に関する報告及び勧告』            |
| 賃金上昇率                                    | 『賃金改定状況調査結果』                 |
| 労働組合員数                                   | 『労働組合基礎調査』                   |
| 雇用者数                                     | 『毎月勤労統計調査』                   |
| 都道府県別粗付加価値額                              | 『工業統計表』                      |
| パートタイム女性労働者の 1 時間当たり所定内給与額 (10 人~99 人)   | 『賃金構造基本統計調査』                 |
| 新規卒者の初任給額 (企業規模計, 産業計) (高卒男子)            | 『賃金構造基本統計調査』                 |
| 新規卒者の初任給額 (企業規模計, 産業計) (高卒女子)            | 『賃金構造基本統計調査』                 |
| 都道府県別春季賃上げ状況 (企業規模 300 人未満の中小企業)         | 労働省労働局労働組合課, 厚生労働省労使関係担当参事官室 |
| 都道府県 (各県庁所在都市) 別消費者物価地域差指数 (東京都区部 = 100) | 『消費者物価指数』                    |
| 都道府県別有効求人倍率 (パートタイムを除く)                  | 『職業安定業務統計』                   |
| 都道府県別一人当たり県民所得                           | 『県民経済計算』                     |

たまだ・けいこ 福岡大学経済学部准教授。スタンフォード大学客員研究員。最近の主な論文に「最低賃金・生活保護額の地域差に関する考察」(安部由起子氏と共著), 『日本労働研究雑誌』 No. 563, 2007 年。労働経済学, 社会保障論専攻。